

令和4年度 甲種防火管理新規講習要項

消防法第8条で規定する防火管理者の資格を取得する講習を次のとおり実施します。

- 1 日 時 令和4年7月25日（月）・26日（火）午前9時から午後5時まで
- 2 講習会場 阿久根市塩鶴町2丁目2番地
風テラスあくね（阿久根市民交流センター）交流室1・2（TEL0996-72-1051）
- 3 定 員 30名
- 4 受講料 3,500円（テキスト代等含む。）
- 5 申込受付場所及び受付期間
 - (1) 受付場所
 - ・阿久根市鶴見町200番地
阿久根地区消防組合消防本部警防課予防係（TEL72-0119）
 - ・出水郡長島町鷹巣1841番地1
東分遣所（TEL86-0119）
 - ・出水郡長島町指江787番地
長島分遣所（TEL88-5333）
 - (2) 受付期間
令和4年6月6日（月）から令和4年7月1日（金）まで
※受付期間中であっても、定員に達し次第締め切ります。
- 6 対象者 阿久根市・長島町内に居住されている方又は阿久根市・長島町内の事業所等に勤務されている方

7 講習内容

(1) 講習時間及び講習科目

講習時間	1日目（午前9時～午後5時）	2日目（午前9時～午後5時）
講習科目	<ul style="list-style-type: none">○ 防火管理の意義と制度の概要○ 地震対策○ 火災の現象○ 出火防止と収容人員の管理○ 施設・設備の維持管理	<ul style="list-style-type: none">○ 自衛消防○ 危険物の安全管理○ 防火管理の進め方と消防計画○ 効果測定

※ 両日共に、午前8時30分から受付を行います。午前9時からオリエンテーションを実施します。

(2) 講習科目の一部免除について

消防設備点検資格者講習（特殊・一種・二種）又は自衛消防業務講習を受講済みの方につきましては、一部科目の受講が免除されます。ただし、効果測定は、免除されません。免除科目は、「防火管理の意義と制度の概要」になります。受講申込み時に受講を証明する免状、修了証を持参してください。

8 申込みの手続

- (1) 受講希望者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ受講料を添えて申し込んでください。(おつりのいらぬようにお願いします。) 受講申込み者には、受講票を交付します。
- (2) 申込み時に、6か月以内に撮影した上半身像(縦3cm×横2.4cm)の写真(無帽無背景)を2枚用意し、1枚は受講票の写真貼付欄に貼付、1枚は裏に氏名を記入し持参してください。

9 注意事項

- (1) 講習には必ず、甲種防火管理新規講習受講票及び筆記用具を持参してください。
- (2) 2日間定められた講習時間・科目を受講しなければ、修了証の交付はできません。
- (3) テキストは、当日会場で配布します。
- (4) 受付後の受講料は、返却できませんのでご了承ください。
- (5) 昼食については、各自持参するか、付近の飲食店・販売店等をご利用ください。
- (6) 新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクの着用をお願いします。
- (7) 次のいずれかに該当する方は、受講をお控えくださいますようお願いいたします。
 - ア 37.5℃以上の発熱や風邪のような症状(咳・倦怠感など)がある場合
 - イ 講習日前2週間以内に緊急事態宣言の対象となる都道府県若しくは感染拡大地域への往来又は海外渡航歴がある場合
 - ウ 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触(同居・PCR検査対象など)がある場合
- (8) 新型コロナウイルス感染防止対策のため急遽、中止、延期となる場合もございます。その際は、担当から連絡いたしますので、ご了承ください。

10 問い合わせ先

阿久根地区消防組合消防本部 警防課予防係 (Tel0996-72-0119)

令和4年度全国統一防火標語

お出かけは マスク戸締り 火の用心